

茅ヶ崎市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年11月30日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

- 1 監査等の種類
財務監査（定期監査）
- 2 監査等の対象
市民部
- 3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。
- 4 監査等の実施内容（監査の対象項目）
 - (1) 予算の執行に関する事務
 - (2) 収入に関する事務
 - (3) 支出に関する事務
 - (4) 契約に関する事務
 - (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
 - (6) 工事に関する事務
 - (7) 財産の管理に関する事務
- 5 監査等の日程
令和5年11月27日（月）
- 6 監査等の結果
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

小出支所

〈飲料用自動販売機貸付料（斎場）〉

飲料用自動販売機貸付料（斎場）の貸付料について、契約書に定める納入期限までに納付されていませんでした。